

【新設】(確定申告書添付書類等による届出の代用)

65 の 7(5) - 2 の 2 次に掲げる届出については、それぞれ次に定める書類に当該届出に係る措置法令第 39 条の 7 第 2 項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該届出がされたものとして取り扱う。

- (1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の届出 同項の届出の期限までに同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出がされた場合において、同条第 5 項の規定により当該確定申告書に添付された明細書
- (2) 措置法第 65 条の 7 第 9 項の届出 同項の規定の適用を受けようとする買換資産（同一の三月期間（措置法令第 39 条の 7 第 2 項の三月期間をいう。以下同じ。）内に措置法第 65 条の 7 第 9 項の譲渡及び取得が行われた場合の当該買換資産に限る。）を移転させる同項の適格分割等が当該三月期間内に行われた場合において、当該適格分割等につき同条第 11 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出された書類

【解説】

- 1 本通達では、本制度の適用要件とされる、本制度の適用を受ける旨の届出について、その届出を他の手続で代用できる場合を明らかにしている。
- 2 令和 5 年度の税制改正において、同一事業年度内に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得をした場合に本制度の適用を受けるためには、その譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その取得の日）を含む 3 月期間の末日の翌日から 2 月以内に納税地の所轄税務署長に、本制度の適用を受ける旨の届出をしなければならないこととされた（措法 65 の 7 ①⑨、措令 39 の 7 ②）。
なお、3 月期間とは、事業年度をその開始の日以後 3 月ごとに区分した各期間をいい、最後に 3 月未満の期間を生じたときは、その 3 月未満の期間をいうものとされている（措令 39 の 7 ②）。
- 3 新たに措置された届出要件では、同一の 3 月期間内に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得が行われた場合、その譲渡の日及び取得の日を含む 3 月期間の末日の翌日から 2 月以内に届出を行うこととなる。ここで、法人の事業年度のうち最後の 3 月期間（事業年度が 12 か月の法人であれば、第 4 四半期）内に譲渡及び取得が行われた場合、その譲渡の日及び取得の日を含む 3 月期間の末日はその法人の事業年度終了の日となり、届出の期限は、法人が確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用を受けていない限り、その事業年度の法人税の確定申告の期限と同一となる。
- 4 一方、本制度の適用を受ける場合、確定申告書にその事業年度中に行った譲渡資産の譲渡と買換資産の取得の組合せを記載した明細書（別表十三（五））を添付する必要がある（措法 65 の 7 ⑤）。つまり、事業年度のうち最後の 3 月期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をし

た場合、確定申告書への別表の添付と新たに措置された上記2の届出の両方が必要となるのであるが、これらの申告書別表と届出書に記載する内容は重複する箇所も多く、両方の添付及び提出を厳密に求めることは納税者の負担になるほか、税務手続のワンスオンリー化の推進の観点からも好ましくない。したがって、本通達の(1)では、措置法第65条の7第5項の明細書（別表十三（五））に同条第1項の届出において記載すべき事項が記載されていれば、その届出がなされたものと取り扱うことを明らかにしている。ただし、法人が、確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用を受けている場合であっても、届出の提出期限は延長されないことから（措通65の7(5)-2）、本通達の(1)では、届出書の提出期限までに確定申告書を提出した場合に限って、このような取扱いを認めている。例えば、3月末決算法人で、法人税法第75条の2第1項の規定による確定申告書の提出期限の延長の特例（1か月）の適用を受けている法人が、6月末に確定申告をする場合には、最後の3月期間に係るものについて、別途、5月末までに本制度の適用を受ける旨の届出が必要となるが、仮に5月末までに確定申告をして、その確定申告書に添付した明細書（別表十三（五））に届出書に記載すべき事項を記載していた場合であれば、届出がされたものと取り扱うこととなる。明細書（別表十三（五））に記載欄がない項目は、参考事項欄など適宜の箇所に記載することとなる。

5 また、措置法第65条の7第9項の規定の適用を受ける場合において、譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得並びに適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）が同一の3月期間内に行われたときも、類似の書類を複数提出する可能性が生ずる。具体的には、適格分割等により買換資産を分割承継法人等に移転するに当たり、本制度の適用を受けて買換資産の圧縮記帳をしようとする場合、その適格分割等の日から2月以内にその帳簿価額を減額した金額その他一定の事項を記載した書類の提出を行わなければならないのであるが、譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得並びに適格分割等が同一の3月期間内に行われた場合は、上記2の新たに措置された届出も別途必要となる（措法65の7⑨⑩）。この場合も、上記4と同様、納税者の負担になるほか、税務手続のワンスオンリー化の推進に逆行することから、本通達の(2)では、適格分割等の日から2月以内に所轄税務署長に提出された書類、すなわち同条第11項の書類に、譲渡の日及び取得の日を含む3月期間の末日の翌日から2月以内に行う同条第9項の届出に係る届出書に記載すべき事項が記載されていれば、措置法第65条の7第9項の届出がなされたものと取り扱う旨を明らかにしている。無論、このようなケースでは、適格分割等の日はその3月期間の末日の翌日より前となるはずであるところ、適格分割等の日から2月以内に同条第11項の書類の提出を行った後、改めて、その3月期間の末日の翌日から2月以内に同条第9項の届出を行うことを妨げるものではない。